

第 17 回延岡市農業委員会会議録

(令和 3 年 11 月 26 日)

1. 開催日時 令和3年11月26日（金）午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 18 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 壽 徳	2	井 本 みつよ	3	松 田 宗 史
4	牧 野 博 文	5	緒 方 武 彦	6	林 早 苗
7	松 田 純 二	8	大 戸 孝 一	9	高 橋 正 二
10	安 藤 重 徳	11	矢 野 光 一	12	星 川 千鶴代
13		14	松 下 康 廣	15	菊 池 光 雄
16	花 畑 志良一	17		18	原 田 博 史
19					

4. 欠席委員 1 名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 17 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 幸 元	2	吉 田 嘉	3	久 富 喜 良
4	梅 田 稔 夫	5		6	
7	山 田 博 敏	8	松 田 成 歳	9	酒 井 渡
10	甲 斐 秀 雄	11		12	甲 斐 安太郎
13	高 橋 利喜哉	14	甲 斐 正太郎	15	甲 斐 詳 三
16	木 村 俊 一	17	田 口 誠	18	松 原 学
19		20		21	赤 木 常 信
22	黒 田 五 司	23			

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 105 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案第 106 号 農地買受適格証明願いについて
 議案第 107 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権・中間管理機構）
 議案第 108 号 農地法第4条の許可申請について
 議案第 109 号 農地法第5条の許可申請について

- 報告第 65 号 農地法第4条の届出について
 報告第 66 号 農地法第5条の届出について
 報告第 67 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告第 68 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議第 21 号 延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
 協議第 22 号 農用地利用配分計画（案）について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠 生 修	局長補佐兼 農地係長	太 田 康 晶	農政係長	竹 内 祐 子
農 地 係 総括主任	永 友 孝 生	農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 政 係 主 事	永 倉 由 貴
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	工 藤 博 一	北川産業建設課 副主査	松 山 義 秋

8. 会議の概要

議 長	皆さん、おはようございます。それでは、ただ今から第17回 延岡市定例農業委員会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事 務 局	はい。本日は委員総数 19 名中 17 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第3項の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議 長	本日の議事録署名委員は、委員番号9番 高橋正二委員と委員番号 13 番 貫藍委員の二人をお願いしたいと思います。
	本日の予定ですが、議案第 105 号 農地法第3条所有権の移転についてから議案第 109 号 農地法第5条の許可申請についてまでの議案5件、報告案件4件、協議案件2件となっています。議案書の確認をお願い致します。
	それでは、議案第 105 号 農地法第3条所有権の移転について提案致します。 整理番号1番について、委員番号2番 井本みつよ委員より説明をお願い致します。
井 本 委 員	委員番号2番 井本です。整理番号1番についてご説明致します。11 月 20 日に私と矢野推進委員で現地調査を行いました。農地の所在は北川町川内名下塚地区です。譲渡人は神奈川県在住の方で、譲受人は北川町在住の方です。地目は田2筆の計 887 m ² です。 この2筆の内、1筆については、以前から借りており、道路の高さまで埋め上げて資材置場、駐車場としていました。譲受人の職業は主に林業です。この土地については、所有権移転後、地目変更するように指導しました。 もう1筆の農地は畑として利用しており、周辺との調和要件も問題ないと思われます。皆様のご審議をお願い致します。
議 長	次に、整理番号2番及び3番について、委員番号3番 松田宗史委員より説明をお願い致します。
松田(宗)委員	委員番号3番 松田です。整理番号2番、3番についてご説明致します。整理番号2番、3番とも農地の所在地は細見町です。 2番は畑1筆 320 m ² 、3番は畑1筆 116 m ² です。2番、3番とも譲受人の農地の隣接地となっており、そこを買い上げるということでの所有権移転です。譲受人の経営状況 11,060 m ² で、労力は3人、理由は経営規模拡大ということです。地域の調和要件など、何ら問題はないと思われますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号4番及び5番について、委員番号7番 松田純二委員より説明をお願い致します。
松田(純)委員	委員番号7番の松田純二です。整理番号4番案件について説明致します。所在は夏田町、尾崎町の田2筆で合わせて 1,288 m ² です。譲渡人は夏田町在住の方で、譲受人は祝子町在住の方です。譲受人の経営状況については、3町ほど水稻をしているとのこと。労力人は1人です。理由としては水稻の苗床を並べ、その後 WCS を作付けするということです。譲受人が購入を希望し、3条申請となったそうです。 11 月 24 日に私と遠田推進委員、譲受人の3名で現地調査を行いました。地域の調和要件は問題ありませんでした。譲受人の農業経験、意欲も問題ないと思われます。 しかし、譲受人所有の農地の一部に遊休農地があり、そこがこの周辺農地の中心部分に

	位置しており、鹿などの住処となってしまっております。そのため、当該遊休農地を解消してから申請するよう提言しましたが、どうしても今回の総会で諮って欲しいとのことでした。皆様のご審議をよろしくお願い致します。 続きまして、整理番号5番について説明致します。 農地の所在は佐野町、畑1筆 588 m²です。農地の譲渡人は下三輪町在住の方で、譲受人は高千穂通在住の方です。この農地は譲受人の実家の隣の農地です。以前から譲って欲しいと依頼していた農地であり、譲渡人の住居から農地が離れていること、譲渡人が高齢となったこともあり、今回の申請となったそうです。畑はきれいに肥培管理されています。 11月24日、私と遠田推進委員と譲受人の3人で現地調査を行いました。現状のまま畑として利用するとのことで、地域調和要件は問題ありませんでした。皆様のご審議の程お願い致します。
議 長	次に、整理番号6番について、委員番号 12 番 星川千鶴代委員より説明をお願い致します。
星 川 委 員	委員番号 12 番 星川です。整理番号6番について説明致します。 農地の所在は北浦町の畑1筆の 512 m²、譲渡人、譲受人ともに北浦町在住の方です。譲受人の経営状況は3,101 m²で、労力は2人、水稻と露地野菜を作っており、理由は経営規模拡大ということです。 11月24日に私と小野推進委員、譲受人の3人で現地調査を致しました。この土地は譲受人の家の隣の畑です。譲受人は農業に対する経験、意欲とも十分であり、地域との調和要件も何ら問題は無いと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の 1 ページから6ページをご覧下さい。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
高 橋 委 員	はい。高橋委員。 9番の高橋です。整理番号1番の案件ですが、最初に説明があった農地は農振地域ではないのですか。
事 務 局	農振地域となっておりますので、地目変更等はできない地区です。
井 本 委 員	この農地は、譲受人が以前から借りていて、駐車場として使っていたそうです。
原 田 委 員	農振地域を駐車場として3条申請として上程するのは委員会としては問題であると思います。農振地域の農地を埋めて、駐車場として使いたいということを総会場で審議することはどうかと思います。

議 長	他にございませんか。 先程から議論になっている農地については、農振地域ということで、まずは農振除外申請などの手続きを踏んでからの処理となるので、現段階では承認はできないのではないかと思います。
原 田 委 員	井本委員の内情はよくわかりますが、委員会に諮る場合はちゃんとした手続きを踏まないと、農振地域の除外は簡単にはできません。 この案件については、今日は結論は出せないと思います。
議 長	他にございませんか。はい、菊地委員
菊 地 委 員	15 番菊地です。この案件については農振地域を除外するのが先決だと思いますので、この案件は保留とした方がいいと思います。
議 長	はい。佐藤委員。
佐 藤 委 員	そもそも私達が農振地域を知らないのが実情で、例えば自分の担当地区の農振地域がわかるような地図をもらえるといいと思うのですが。
事 務 局	佐藤委員の意見については、市民からも出ている意見で、総合農政課に伝えているところですが、基本は窓口に来て閲覧ということになると思います。また改めて農振担当に話をしたいと思います。 また、農振地域を除外するのは困難ではないかと思われます。現状、資材置場となっているということですが、事務局としましては、農振担当と協議して、現状確認とあわせて所有者から事情聴取を行ったり、原状回復指導を行うこととなると思います。農振担当と連携して適正な指導を行いたいと考えております。
議 長	整理番号1番については色々意見が出ておりますが、整理番号2番から6番についてご意見はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。整理番号1番については、今回は保留とし、2番から6番について採決をしたいと思います。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 整理番号1番については、事務局で協議し対応して頂くということでお願い致します。
議 長	続きまして議案第 106 号 農地買受適格証明願いについて提案致します。整理番号1番について、委員番号 12 番 星川千鶴代委員より説明をお願い致します。
星 川 委 員	委員番号 12 番 星川です。整理番号1番につきまして説明致します。 農地の所在は北浦町三川内で、田が2筆の計854 m²です。申請人は北浦町在住の方で、所有者も北浦町在住の方です。裁判所の競売案件です。11 月 24 日に私と小野推進委員、

議 事 局	長	申請人の3人で現地調査を行いました。 申請人は水稻と野菜を作っており、労力人は1人で、取得理由は経営規模拡大です。この農地は今年も水稻を作っており、今後も水稻を作付けする予定です。ポンプも完備しており水路もあり、問題ないと思われます。地域との調和要件も問題ないと判断致しました。 農地法第3条第1項の農地買受適格者と判断致しました。皆様のご審議よろしくお願い致します。
	長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
	局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の7ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、星川委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委 員	員	異議なし。
議 長	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	員	(挙手)
議 長	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
事 務 局		続きまして議案第 107 号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。
	局	はい。それでは議案第 107 号 農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。議案書は6ページから 19 ページとなります。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。 契約内容につきましては、5年間もしくは10年間の使用貸借権または賃借権となっております。 この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願い致します。
	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委 員	員	異議なし。

議	長	異議なしという事ですので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委	員	(挙手)
議	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
議	長	続きまして、議案第 108 号 農地法第4条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。 それでは、整理番号1番について、山田博敏農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
山田推進委員		推進委員番号7番の山田です。整理番号1番について説明致します。 所在地は大貫町、地目は田 991 ㎡です。申請人は東京都在住の方です。申請理由は、県体育館整備に伴う駐車場として利用するためです。11 月 22 日に、県の担当者、事務局職員、甲斐壽徳委員、代理人及び業者と私で現地調査を行いました。 位置図をご覧くださいとわかるとおり、申請地の場所は延岡市消防署の近くです。申請地の東隣の農地は既に埋め立てられ、駐車場になっております。申請地も、道路と同じ高さに埋めて駐車場として利用するとのことです。隣接する農地との間には擁壁を布設し、計画高さから 15 cmほど上げて、砂利等が農地に入らないようにするとのことです。雨水については自然浸透させるとのことです。用排水については、申請地の北側が用水路、南側が排水路となっております。用排水については影響がなく問題ないと思われまます。皆様のご審議をお願い致します。
議	長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事 務 局		はい。農地区分につきまして説明致します。 整理番号1番については、申請地の北側に位置する国の合同庁舎(税務署等)から概ね 300m以内にある第3種農地で、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断致しました。 また一般基準については、本件は県体育館駐車場整備事業に伴うもので、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。 以上、ご審議の程よろしくお願い致します。
議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事ですので、この許可申請につきましては県に進達致します。
議	長	続きまして、議案第 109 号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。 それでは、整理番号1番及び2番について、委員番号3番 松田宗史委員より説明をお願い致します。
松田(宗)委員		委員番号3番 松田です。整理番号1番、2 番についてご説明します。 まず整理番号1番についてご説明します。11 月 22 日に県の担当者、事務局職員、私と酒井推進委員、譲受人とで現地調査を行いました。農地の所在は貝の畑町、畑2筆の 2,013 ㎡

	です。 現地は畑となっておりますが、以前養鶏場として利用されていた場所で、地面はコンクリート張りとなっております、周辺は竹藪や雑木が生えておりました。譲受人はこの鶏舎を撤去して駐車場として利用したいとのごことでございました。申請地の周辺は山林となっております、周辺農地への営農上の支障は無いと思います。 続きまして整理番号2番についてご説明します。農地の所在は岡元町、畑2筆の390㎡です。譲受人の自宅が急傾斜地に指定され、危険であることから、新たに住宅を建てる場所として申請地を取得したいとのごことです。 位置図を見ていただくとわかりますように、申請地は国道218号の近くで、洪水等の災害対策として県の事業で嵩上げた区域となっております。地目は畑となっておりますが、現況は砂利が敷かれ、雑種地のような状態となっております。周辺は住宅地となっております、用排水等も問題なく、周辺農地への営農上の支障は無いと思われます。 皆様のご審議よろしくお願ひいたします。
議 長 牧 野 委 員	次に、整理番号3番及び4番について、委員番号4番 牧野博文委員より説明をお願い致します。 委員番号4番 牧野です。整理番号3番及び4番についてご説明致します。 まず、整理番号3番について、ご説明します。11月22日に県の担当者、事務局職員、譲渡人と私と高橋委員、甲斐秀雄推進委員で現地調査を行いました。所在は下三輪町、田3筆の1,121㎡です。 位置図を見ていただくとわかりますとおり、沖田ダムの北側にあり、昔は田として使っていたようですが、埋め立て平成28年頃から資材置場として利用されていたようです。この農地は、譲渡人が譲受人に貸していた農地ですが、現状としてはこの状態で返して貰っても農地として利用できないので、この状態のまま譲受人に譲渡したいとのごことです。 続きまして、整理番号4番についてご説明します。所在は下三輪町、畑2筆340㎡です。同じく11月22日に県の担当者、事務局職員、譲受人の代理の方、私と高橋委員、甲斐秀雄推進委員で現地調査を行いました。 位置図を見ていただくとわかりますとおり、東側の角の農地については、道路と庭の一部になっておりました。西側の農地については、藪が生い茂っていましたが、今後は庭として整備していきたいとのごことです。 皆様のご審議よろしくお願ひいたします。
議 長 事 務 局	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。 はい。農地区分につきまして説明致します。 まず整理番号1番についてですが、申請地は小高い山の上にあり周囲を山林に囲まれた生産性の低い第2種農地となり、付近に3種農地が無い場合は許可となるため、立地基準に問題ないと判断致しました。 また一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。 次に、整理番号2番については、申請地周辺は県水防事業により嵩上げされた区域で、北側に山林、南側に道路のある生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。 また、一般基準については、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地の営農

議 事 務 局	長	への影響は無く許可相当と判断致しました。 整理番号3番につきましては、申請地は沖田ダム近くの山間部にあり周囲を原野に囲まれた生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。 また一般基準につきましては、既に転用済で始末書が提出されている追認申請であり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。 整理番号4番につきましては、申請地周辺は東側と南側に10ha以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地周辺は家屋が連なり、例外規定である日常生活上必要な施設として集落接続に該当することから、立地基準に問題ないと判断致しました。 一般基準につきましては、既に通路になっている農地は転用済で始末書が提出されております。家屋に隣接する農地は、庭の一部として整備予定であり資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断しております。 以上、ご審議をよろしくお願い致します。
	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。 無いようですので、ただ今、出された意見等につきましては、意見書に記載のうえ県に到達致します。 以上で議案の審議は終了します。引き続き、報告事項について事務局よりお願い致します。
議 事 務 局	長	それでは、事務局より報告事項について説明致します。 はじめに報告第65号 農地法第4条の届出についてでございます。この報告は自己所有農地の転用となっております。 議案書の30ページに記載しておりますが、2件の届出があり、田1筆 161 m²、畑1筆 343 m²、合計2筆 504 m²の転用となっております。 次に、報告第66号 農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。議案書の32ページに記載しております。5件の届出があり、田1筆 380 m²、畑6筆 1,557 m²、合計7筆の 1,937 m²の転用となっております。 次に、報告第67号 農地法第18条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。議案書の34ページから36ページに記載しております。全部で15件の届出があり、田43筆の 37,305 m²の合意解約となっております。 次に、報告第68号 農地法第3条の3第1項の届出について説明致します。この報告は相続等により農地の権利を取得した届出です。議案書の38ページから39ページに記載しております。全部で5件の届出があり、田14筆の 7,778 m²、畑5筆の 2,310 m²、合計19筆の 10,088 m²となっております。 この届出の内容につきましては、議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
	長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。

	無いようですので、次に協議第 21 号 延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、総合農政課よりご説明をお願い致します。
総合農政課	それでは、協議第 21 号 延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について説明致します。 (延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について説明)
議長	ただ今、総合農政課より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 それでは次に、協議第 22 号 農用地利用配分計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。
事務局	それでは、協議第 22 号 農用地利用配分計画(案)について説明致します。こちらは、先程議案第 107 号で決定した中間管理権の設定についての配分計画となります。 議案書の 44 ページの整理番号 1 番から 63 ページの整理番号 232 番まで沖田第一地区での集積計画となっております。 次に、議案書の 63 ページの整理番号 233 番から整理番号 238 番まで個別案件での集積計画となっております。 今回の配分計画では、51 名の出し手から計 238 筆 169,377 ㎡の農地を個人 35 名、1 法人に配分する計画となっております。
議長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。 質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。 以上を持ちまして、第 17 回 定例農業委員会のすべてを終了致します。

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 甲 斐 壽 徳

9 番 高 橋 正 二

13 番 貫 藍